

2025年3月12日

お客さま 各位

株式会社七十七銀行

## 貸金庫規定改定のお知らせ

株式会社七十七銀行では、お客さまに引続き安全かつ安心して貸金庫をご利用いただくため、下記の貸金庫規定を改定いたします。

本規定はすでにご利用のお客さまにも適用されます。

### 1. 改定となる規定

- (1) 貸金庫規定（一般型）
- (2) 貸金庫規定（自動型）

### 2. 改定内容

以下の条項を改定いたします。（変更箇所は下線部で示しております）

- (1) 貸金庫規定（一般型）

改定前	改定後
<p><b>1 1. 解約等</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。</p> <p>この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明け渡してください。</p> <p>第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ 省略</p>	<p><b>1 1. 解約等</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。</p> <p>この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明け渡してください。</p> <p>第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ 省略</p> <p>⑥本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>⑦マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</p>

## (2) 貸金庫規定 (自動型)

改定前	改定後
<p><b>13. 解約等</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。</p> <p>この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。</p> <p>第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ 省略</p>	<p><b>13. 解約等</b></p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。</p> <p>この場合、当行から解約の通知があったときは、ただちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。</p> <p>第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。</p> <p>①～⑤ 省略</p> <p>⑥本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</p> <p>⑦マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</p>

### 3. 改定日

2025年4月1日(火)

以上